

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		紀の里農業協同組合			
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.ja-kinosato.or.jp/profile/policy			
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.ja-kinosato.or.jp/profile/policy			
原則	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所	
原則2	<p>【顧客の最善の利益の追求】</p> <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実に業務を行い、顧客の最善の利益を追求するべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供 2 組合員・利用者の皆さま本位のご提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 4 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築 	1 取組状況 1.組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供、2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供、4.組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築	
	(注)	<p>金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を追求し、かつ、顧客の利益を保護するべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 4 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築 	1 取組状況 1.組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供、2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供、4.組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築	
原則3	<p>【利益相反の適切な管理】</p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を回避し、利益相反をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	3 利益相反の適切な管理	1 取組状況 3.利益相反の適切な管理	
	(注)	<p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事項が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 販売会社が、顧客のニーズに異なる別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨する場合 ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と専任部門を併設し、当該専任部門が、資産の運用先に法人営業部門が関与関係等を有する企業を選定する場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供 3 利益相反の適切な管理 	1 取組状況 1.組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供、3.利益相反の適切な管理	
原則4	<p>【手数料等の明確化】</p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に課するものであるかを、顧客が理解できるように情報提供すべきである。</p>	実施	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3)、(4)	
	(注)	<p>金融事業者は、顧客の情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則に当たらずとも、顧客が理解できるように重要な情報に係る重要な情報を顧客が理解できるように分かりやすく提供すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
原則5	<p>【重要な情報の分かりやすい提供】</p> <p>金融事業者は、顧客の重要な情報に該当する事項を、上記原則に当たらずとも、顧客が理解できるように重要な情報に係る重要な情報を顧客が理解できるように分かりやすく提供すべきである。</p>	実施	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
	(注1)	<p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客に対して販売・推奨を行う金融商品・サービスの基本的な取引条件、利率その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨を行う金融商品の組込に当たっては、顧客にとって重要な事項を明確にする ・ 顧客に対して販売・推奨を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・ 顧客に販売・推奨する金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
	(注2)	<p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、個別に購入するよりも、パッケージ化する方が顧客が比較しやすい場合がある。その場合、顧客が理解できるように重要な情報に係る重要な情報を顧客が理解できるように分かりやすく提供すべきである(注1)と同様に、手数料等の情報を提供する場合においても同様。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
	(注3)	<p>金融事業者は、顧客の取引履歴や金融知識を考慮の上、明確、早急であること、かつ、顧客の理解を促すことのない適切な内容の情報提供を行うべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
	(注4)	<p>金融事業者は、顧客に対して販売・推奨を行う金融商品・サービスの種類に応じた適切な情報提供を、分かりやすく行うべきである。例えば、低価格の商品の販売・推奨を行う場合には、顧客が理解しやすいような商品の特徴やメリットを、顧客に対して明確に伝えるべきである。また、顧客に対して複数の商品の内容と比較することが容易となるよう、適切な資料を用いて、スクリーンショットの提供など基本的な情報を含め、分かりやすく提供すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
	(注5)	<p>金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
	(注6)	<p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引履歴、知識及び取引のニーズを把握し、顧客のニーズに合わせた商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 1.組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供、2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
原則6	<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】</p> <p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引履歴、知識及び取引のニーズを把握し、顧客のニーズに合わせた商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 1.組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供、2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
	(注1)	<p>金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の意向を踏まえた上で、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資資産の適切な割合を提示し、そのに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らを取り扱う金融商品・サービスについて、各商品の詳細な内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売において、顧客の意向に基づき、長期的視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと 	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
	(注2)	<p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、個別に購入するよりも、パッケージ化する方が顧客が比較しやすい場合がある。その場合、顧客が理解できるように重要な情報に係る重要な情報を顧客が理解できるように分かりやすく提供すべきである(注1)と同様に、手数料等の情報を提供する場合においても同様。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 1.組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供、2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供	
	(注3)	<p>金融商品の組込に携わる金融事業者は、商品の組込に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定し、公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者に対してそれぞれに合った販売がなされるよう留意すべきである。</p>	非該当	1 組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供	1 取組状況 1.組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供
	(注4)	<p>金融事業者は、特に、複利又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融引当金を受け付け期間の異なるグループに対して複数の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当か否かを留意すべきである。</p>	実施	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供
	(注5)	<p>金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組みに係る重要な情報(注1)を、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。</p>	実施	<ol style="list-style-type: none"> 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(1) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(2) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(3) 2 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供(4) 4 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築 	1 取組状況 2.組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供、4.組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築
	(注6)	<p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取引、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な取組の仕組みや適切なガバナンス体制を構築すべきである。</p>	実施	4 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築	1 取組状況 4.組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築
原則7	<p>【従業員に対する適切な取組の仕組み等】</p> <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取引、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な取組の仕組みや適切なガバナンス体制を構築すべきである。</p>	実施	4 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築	1 取組状況 4.組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築	
	(注)	<p>金融事業者は、各原則(これらに付随する注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに関する事項を、顧客に対して、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。</p>	実施	4 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築	1 取組状況 4.組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と姿勢の構築
【照会先】					
部署		紀の里農業協同組合 金融営業部 資金運用課			
連絡先		0736-77-7803			